

平成 26 年度

第 1 回

柏原市国民健康保険運営協議会議事録

柏原市市民部保険年金課

平成26年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会

- 1 開催年月日 平成27年2月2日(月) 午後1時30分から午後2時34分まで
- 2 開催場所 柏原市役所3階市議会委員会室
- 3 委員 被保険者代表 ○松井 良雄 松永喜美子 中村美恵子
(○=出席委員) ○裏 育久 ○藪田 和子
医師・薬剤師会代表 ○小路 徹二 ○吉原 秀高 岡本 吉明
○谷口 健詩 ○森 貞樹
公益代表 ○新屋 広子 ○山口 由華 ○山本 真見
○大坪 教孝 ○上井 希子
被用者保険代表 ○橋村 雅隆 ○鶴崎 憲治
- 4 市当局 理事者 中野 市長
事務局 岡本 市民部長 梅川 次長兼保険年金課長
乾 参事兼課長補佐 中川義 主幹兼保険料係長
住吉山 保険料係主事 久保 保険業務係長
中川ゆ 保険業務係主査
- 5 議事経過 ① 開 会
② 市長挨拶
③ 諮問書提出
④ 委員及び職員紹介
⑤ 会議成立要件の報告
⑥ 会議録署名委員の指名
被保険者代表 松井 良雄 ・ 裏 育久
⑦ 会長あいさつ
⑧ 議 事
(1) 国民健康保険料の賦課限度額に関する諮問について
(2) 国民健康保険料の軽減措置の拡充に関する諮問について
(3) その他
⑨ 閉 会

○中川主査 お待たせいたしました。

ただいまより、平成26年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は公私ご多忙のところご出席を賜り、ありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます事務局保険年金課保険業務係の中川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議次第により進めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、中野市長より挨拶申し上げます。

○中野市長 皆さん、こんにちは。

本日、平成26年度第1回の国民健康保険の運営協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本当に、公私ともにお忙しい中、各方面からの皆様方に委員としてお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

私も、一昨年に就任させていただきましたから一応2年ということで、折り返しの年でございます。そういった意味からも、この2年間、施策の各方面、市民生活に直結することばかりでございますけれども、子育ての施策しかり、あるいは高齢者に対する施策、これもこうして、教育方面、医療方面という中でさまざまな施策に対しまして取り組んでまいりました。そして、限りある財源でございますので選択と取捨を繰り返しながら、折り返しのまた2年間、皆様方のご意見を賜りながら推進してまいりたいと考えております。

とりわけ、国民健康保険につきましては、就任早々に25年の国保の料率を4年ぶりに増額改定させていただきました。続けて26年にも限度額を総額で4万円引き上げさせていただきました。国保の保険料の料率も2年続けて増額改定させていただきました。その状況の中でもまだまだ厳しい状況でございます。

そして、ことし消費税が見送りになってまいりまして、本年の10月からいわゆる一体改革ということにつきましても、状況もかなり厳しい状況でございます。本日、お手元にもございますが、27年度の形としまして一定の方向性、これを皆様方にご審議いただきたいというふう存じます。

本当に厳しい状況でもございます。皆様方のお知恵、そしてご意見を本当にしっかりと賜りながら行政推進、進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございます。

次に、市長から運営協議会の大坪会長に諮問書を提出させていただきます。

○中野市長 柏原市国民健康保険運営協議会会長様。柏原市長中野隆司。

国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ並びに法定軽減基準の変更について。

標記のことにつきまして、次のとおり定めたいと思いますので、国民健康保険法第11条第1項の規定により諮問します。

1、平成27年度国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円（現行51万円）、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円（現行16万円）、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円（現行14万円）に引き上げることにについて。

2、国民健康保険料の法定軽減基準のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万円（現行24.5万円）に引き上げることに並びに2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円（現行45万円）に引き上げることにについて。

以上でございます。

○大坪会長 お預かりします。

○中川主査 なお、ほかの委員の皆様には諮問書の写しを配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

中野市長におきましては、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○中野市長 どうぞよろしくお願いいたします。

○中川主査 次に、柏原市国民健康保険運営協議会委員の皆様をお手元の名簿の順にご紹介させていただきます。

初めに、被保険者代表の委員さんです。

松井委員です。

○松井委員 よろしく願いいたします。

○中川主査 松永委員につきましては、本日、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

中村委員です。本日、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

裏委員です。

○裏委員 よろしく願いいたします。

○中川主査 藪田委員です。

○藪田委員 よろしく願いいたします。

○中川主査 次に、医師・薬剤師代表の委員です。

医師会の小路委員です。

○小路委員 小路でございます。

○中川主査 吉原委員です。

○吉原委員 よろしく願いいたします。

○中川主査 岡本委員につきましては、本日、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

歯科医師会から谷口委員です。

○谷口委員 谷口です。よろしく申し上げます。

○中川主査 薬剤師会から森委員です。

○森委員 よろしく申し上げます。

○中川主査 続きまして、公益代表委員です。

市議会から新屋委員です。

○新屋委員 新屋です。よろしく願いいたします。

○中川主査 山口委員です。

○山口委員 こんにちは。よろしく申し上げます。

○中川主査 本協議会の副会長をお願いしております山本委員です。

○山本委員 どうぞよろしく願いいたします。

○中川主査 会長をお願いしております大坪委員です。

○大坪委員 大坪でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中川主査 更生保護女性会から上井委員です。

○上井委員 よろしく願いいたします。

○中川主査 最後に、被用者保険代表委員です。

橋村委員です。

○橋村委員 橋村でございます。よろしく願いいたします。

○中川主査 鶴崎委員です。

○鶴崎委員 よろしく願いいたします。

○中川主査 それでは、次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

市民部長の岡本です。

○岡本部長 岡本です。よろしく申し上げます。

- 中川主査 市民部次長兼保険年金課長の梅川です。
- 梅川次長 梅川でございます。本日はよろしくお願いいいたします。
- 中川主査 参事兼課長補佐の乾です。
- 乾参事 乾です。よろしくお願いいいたします。
- 中川主査 主幹兼保検料係長の中川です。
- 中川主幹 中川です。よろしくお願いいいたします。
- 中川主査 同じく、保険料係の住吉山です。
- 住吉山主事 住吉山です。よろしくお願いいいたします。
- 中川主査 保険業務係長の久保です。
- 久保係長 久保です。よろしくお願いいいたします。
- 中川主査 続きまして、本日出席いただいております委員は14名です。

運営協議会会則第7条の規定による委員定数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告させていただきます。

次に、本日の会議録の署名委員を私のほうから指名させていただきます。

本日の署名委員は、被保険者代表の松井委員と裏委員です。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議事に入ります前に大坪会長からご挨拶を賜りたいと思います。大坪会長、よろしくお願いいいたします。

○大坪会長 改めまして、こんにちは。柏原市国民健康保険運営協議会の会長を仰せつかっております大坪でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日、柏原市長から国保運営にかかわる重要な案件の諮問を受けまして、当協議会への参集をお願いしたところでございます。委員各位におかれましては、何かと忙しい中、また大変寒い中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろより本市の国民健康保険運営事業の健全な運営にご尽力を賜っておりますこと、あわせましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、本市の国保財政におきましても、雇用不安の問題、さらには被保険者の高齢化など、大変厳しい状況でございます。しかし、いろんなこれまでの取り組みを行いまして平成21年から24年にかけては黒字を出したわけでありましてけれども、残念ながら25年には、非常に予想以上の医療費があったということで2億何がしのまた赤字を出してしまった、累積で10億4,000万という大きな赤字を抱える大変厳しい状況となっております。

このような状況の中、本日の協議会におきまして大変難しい問題を皆さん方にご相談しな

ければならない、こういうふうに思っております。

委員各位のいろんな立場、角度から忌憚のないご意見を頂戴したいなと思います。そして、本協議会としての答申をできればきょうお出しいただきたいなと、このように考えておりますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○中川主査 では、これからの議事進行につきましては大坪会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○大坪会長 それでは、議事に入ります。

諮問事項のうち、まず1番目の平成27年度国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円に引き上げるることについて、これを事務局に説明を求めますので、事務局、よろしくお願いいたします。

○乾参事 それでは、座ったままでご説明させていただきます。

○大坪会長 はい、お願いします。

○乾参事 まず、諮問事項の説明に入ります前に、私から柏原市の国民健康保険運営等について簡単に概略を申し述べさせていただきます。

先ほど会長の話にもございましたが、平成25年度の国保会計決算におきましては、医療費が大幅に伸びたことにより、単年度収支が約2億3,000万円余りの赤字決算となりました。被保険者数は年々減少しておりますが、医療費は毎年伸びるという状況があり、1人当たりの医療費が伸びているという状態であります。

これを受け、平成26年度におきましては、特定健康診査や人間ドックの受診勧奨に努めることで医療費の抑制を図るとともに、昨年、当協議会に諮問し答申をいただきました賦課限度額を総額4万円の引き上げ、さらに保険料率も改定させていただき、保険料収納率の向上と国や府の交付金や補助金等の獲得による収入の確保により、今年度は単年度黒字になるものと見込んでいるところでございます。

次に、平成27年度におきましての国の考え方についてご説明申し上げます。

最初に、平成27年度の国民健康保険料賦課限度額に関しまして、国におきましては、現行81万円を85万円に改定する政令公布の作業を進めているところであります。この改定は、平成26年度に4万円引き上げたことに続き、2年連続で4万円を引き上げるというものでありまして、保険料の支払い能力のある方々にはご負担をお願いし、中低所得者には負担を軽く

したいという考えに基づくものであります。賦課限度額は引き上げるが、一定所得に満たない方に適用されている法定軽減、つまり被保険者に係る応益分、均等割と平等割でございますが、の2割分または5割分を軽減するという制度の対象の世帯を前年度に引き続き拡大するものであります。

高所得者の方々には多くのご負担をいただき、低所得者の方々にはご負担を軽くするという考え方は、高額療養費の自己負担額においても適用されておりまして、本年1月から、934万円を超える所得の世帯には一月に10万円程度の負担増となる区分を設けると同時に、ある一定の低所得の世帯には、従来の8万100円ではなく5万7,600円で済むという区分を設けて、自己負担額の細分化が実施されております。

また、その他平成27年度における大きな改正点といたしましては、保険財政共同安定化事業と申しまして、府下43市町村の医療費をお互いに助け合うという事業が拡大されます。この事業は、その市でかかった医療費の半分以上を大阪府下の43市町村の被保険者数などで出し合った費用で医療費負担が大きな保険者を相互扶助するという制度でありまして、市町村の枠を超えて保険給付事業を展開していこうというものであります。

さらに、今後の大きな制度改革といたしましては、現在は市町村が保険者となって国民健康保険事業を運営しておりますが、その財政責任について、平成30年度をめどに都道府県に移行させようという法案が今国会に提出されるようであります。

国保運営の広域化のほかにも、社会保障と税の一体改革による国保制度の改革は今後、めじろ押しとなっております。

なお、本日は国民健康保険料賦課限度額の改定と軽減世帯該当基準額の改定についてのご審議をお願い申し上げますので、詳しくは保険料係の中川主幹よりご説明申し上げます。

○中川主幹 それでは、私のほうから、まず平成27年度の国民健康保険料賦課限度額に関しましてご説明申し上げます。

座ったままで失礼させていただきます。

まず、お手元の運営協議会資料の8ページと7ページのほうをごらんください。

国におきましては、現行は医療分が51万円、後期高齢者支援分が16万円、介護保険分が14万円で、合計81万円が賦課限度額となっております。一番下の枠には、平成26年度の区分別の賦課限度額に該当する世帯数と、その被保険者数及びその割合を記載しております。

今回は、医療分の現行51万円を1万円引き上げて52万円に、後期高齢者支援分の現行16万

円を1万円引き上げて17万円に、また、介護保険分も現行14万円を2万円引き上げて16万円とし、合計85万円に改定する政令改正の作業が進められているところでございます。

仮に本市におきまして医療分で1万円、後期高齢者支援分で1万円、介護分で2万円の改定を実施した場合、平成26年度保険料率と所得額が変わらなかったとすれば、医療分で305世帯、後期高齢者支援分で591世帯、介護分で350世帯の納付義務者には、各区分の限度額引き上げ分までのご負担をお願いすることになります。

続きまして、資料の10ページをごらんください。

柏原市における賦課限度額の考え方といたしましては、平成17年度から10年続けまして国の限度額を適用しております。府下43市町村の取り組み状況につきましては、11ページをご参考にさせていただきたいと思っております。こちらは過去10年間の各市町村の限度額を表にしたものですが、国基準適用年数を右端欄に、府下の国基準適用保険者の数を最下欄に記載しております。

平成25年度における限度額適用保険者は32団体ございまして、過去10年間で最も高い数値となっております。これは、3年間同額で据え置かれたことにより、国基準を適用する保険者がふえたものでありますが、平成26年度には4年ぶりに改定されたことから、29団体に減っております。国基準の限度額設定の基本的な考え方は、被用者保険で適用される限度額に近づけようとするものでありまして、昨年度に続いて4万円を引き上げるものであります。

この限度額を改定することによる影響といたしましては、賦課限度額を上げた分を中低所得者層で軽くすることが可能となります。国保事業の運営に必要な国民健康保険料をご負担いただく所得階層において、どのあたりの所得階層の方々にご負担いただくべきなのかが変わってまいります。

資料の14ページをごらんください。

現時点での状況で限度額を国基準どおりとした場合の試算を申し上げますと、医療分では305世帯の約300万円、後期支援分では591世帯で約550万円、介護分では350世帯で約610万円、合わせますと約1,460万円の賦課増となる見込みであります。

以上、簡単ではございますが、賦課限度額の改定についてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○大坪会長 今、事務局から説明いただきましたけれども、これまでも賦課限度額、所得のある人にその分を見てもらうという形で上げてきたんです。今回もそういう同じような考え方で、所得のある方に医療分で1万円、後期高齢で1万円、介護分で2万円、計4万円アッ

プしてもらおうかと、そういう諮問というかあれなんですけれども、何かご質問とかご意見等ありましたら。

山本委員。

○山本委員 26年度ベースで分岐世帯のところで、1人世帯では医療分で51万円で594万2,576円、次、あと支援分、介護分とか出しているんですけれども、これ、例えば世帯が多くなった場合の分岐点の数字というのはわかりますでしょうか。

○大坪会長 梅川次長。

○梅川次長 26年度の料率で申し上げますと、1人の分岐点は資料にお出ししているかと思うんですけれども、4人になりますと、医療分51万円に該当する所得額は505万4,550円以上の方が4人家族では限度額になる。後期の、これも4人ご家族であれば343万2,500円以上の方、介護について申し上げますと、4人というのはちょっと厳しいというか、あり得ないかもわからないんですが、275万2,290円以上の方が限度額に該当してくる所得分岐点なのかなというふうに考えております。

○大坪会長 山本委員。

○山本委員 わかりました、結構です。

そしたら、4人家族で今51万で505万4,000円ということは、この世帯であれば505万4,000円だったらもう最高限度額の今回の85万円の保険料になるということによろしいですか。

○大坪会長 梅川次長。

○梅川次長 ただ、今度医療分では1万円上がりますので、505万円ではなくて517万5,470円に上がります。ですから、505万4,550円から517万5,470円の間の方は1万円までの額が上がります。限度額には該当しないんだけど、それまでの額が上がるかなというところがございます。

○大坪会長 他にございませんか。

もう一度、山本委員。

○山本委員 先ほどの説明の中で被用者保険の限度額と合わせていくということやったんですけれども、国保の場合でいうたら全額保険料は払ってはる人で、被用者保険の場合は会社が半分という形やと思うんですけれども、この限度額、ちょっと不勉強なんですけど、被用者保険の場合は今どれぐらいなんですか。

○梅川次長 ごめんなさい、細かい数字は……。

○山本委員 おおまかで。

○梅川次長 121万というところの上限ですか。一部の方が該当していると思います。

もしよろしかったら、協会けんぽと関西電力の健康保険組合のを。

○鶴崎委員 それでは、協会けんぽの鶴崎でございます。

被用者保険といいますのは協会けんぽの話をちょっとさせていただきたいと思うんですが、私ども、非常に財政基盤が脆弱だとよく言われています、被用者の中では。実際に、ちょっと数年前までは大変大きな赤字を持っていました。これ、いつごろかという、リーマンショックと新型インフルエンザが同時に流行したころ、何千億ということで赤字が出ています、全国で。

これを何とかしようということで、幾らか法律改定を国にお願いしてまいります、被用者そのものの負担も相当大きく上げています。協会けんぽができたときの保険料率8.2でしたけれども、今、全国の平均は10%です。大阪でいきますと、都道府県なので10.06ぐらいが現状なんですね。

そこでお勤めされている方々、被保険者の方々も上限で今121万円なんです、今国会で多分今、地方のほうで少し方針か何かで答申されるのが通りますから、135だったやつが138にさらに上がります。今と同じような考え方をすると、上のほうで幾らか資金が、ファンドが捻出されるので、負担割合がちょっとしんどいなという層を安くしようかという発想は全くなくて、最低は果たしか5万8,000円かそれぐらいなんです、下は変えませんというのが国の今の保険料一般なんですね。

なぜかという、根底にあるのは、たまたま今大赤字を解消して何千億円か繰り越しのストックがあります。ところが、今言いましたように単位が非常に大きいんですよ。年間予算が8兆円ぐらいで動いているわけです、組織ですから、全国規模で。何千億といってもその1割もない世界です。ちょっとしたことで5,000億ぐらいすぐ赤字になってしまいます。それで、国の定めによると、年間の医療支出とか拠出金の支出部分の1割相当はストックで持っておくという法律があります。これで、ちょっと正確じゃないんですが、たしか6,500億円ぐらいは持っておかなきゃいけないと法律で定められています。

先ほども申し上げましたように、協会けんぽの加入事業所というのは従業員がもう何人、10人以上じゃないです。何人という方でもう8割ぐらいの事業所を占めています。それも、そういうと8人、9人ぐらいをぱっとイメージしてしまいますけれども、5人未満のほうは圧倒的に多いんですね。基盤が脆弱という表現をしましたがけれども、そこで働いている方がいい人、悪い人と言っているのでは全くなくて、こつこつ頑張って中小零細企業の方がお仕事

されていますが、なかなか大企業のようにうまく物事が進まないというのが経済原則であるわけですし、非常に頑張って苦しんでいらっしゃる方が大変います。でも、そういう方々から拠出いただいた保険料でもってこつこつ今貯蓄ができています。今度また何かあって貯蓄がなくなったときに、保険料をさらに上げるというのはもっと大変だろうという議論が中央のほうでは中心となっているので、下限の調整はしていないというのが実情です。

先ほど、被用者の場合は2分の1、協会けんぽも健康保険組合さんもそうなのですが、事業主の負担があるというお話で、そのとおりなのですが、国庫その分がないのは、公費入っているわけですね、約半分は。健康保険組合さんなんかは今、後期となると負担金が相当ふえていく仕組みになっていますから、相当数割で。かなり実情でいうと多分しんどいだろうなと思いますが、私どものほうも半分事業主が負担するというので、やはり従業員が3人とか5人の事業所の中で社長さんはどっちにつくんだと、経営者なわけですね。込みで数人でお仕事されているわけですね。事業所が半分保険料を負担しなきゃいけないということもかなりやっぱり大変なことなんですね。会社も事業主さんも大変ですと。そこで働く従業員の方も大変だという、こういう構造の中にあるのが今、被用者の中の協会けんぽの立ち位置です。

それでも財政基盤が不安定だから、ちょっと医療費というのは、例えば消費税が今度上がるという話もありますし、診療報酬の改定が来年度また行われると、改定が行われていくわけですねと。そういういろんなことを考えていくと、やっぱり一定の住民生活なんかで命の部分が一番お金をかけざるを得ないところですから、その7割部分というのが保険で賄われていくとすると、そこはやっぱり安定的な運営が必要だという強い思いがいろんなところにあって、感情的というか心理的には、極力負担能力のある方にいっぱい負担してもらって、ない方はより減免していきたいというのがあっても、余りそれを進めてしまうと今度成り立たなくなってくるというのが被用者の協会けんぽなんかの今の現状かなというところでございます。

そんなことでよろしいでしょうか。

○山本委員 すみません、限度額121万円の場合、所得は大体どれぐらいですか。

○齋崎委員 ごめんなさい、限度額じゃなく所得額です。収入です。

○山本委員 収入。

○齋崎委員 月の収入です。月収がです。

○山本委員 月収が121万。

○鶴崎委員 はい。だから、極端なことを言うと、5,000万円あってもそれを上限として料率を計算します。200万円でも。

○大坪会長 それで10%ですか。

○鶴崎委員 そうです。

以上です。

○大坪会長 どこも厳しいですね。

ほかにございませんか。よろしいですか。何か反対という人。でないと採決に移るようになりますが、よろしいですか。

そしたら、お諮りしたいと思います。

諮問事項の平成27年度国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円、1万円上げることです。後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円、これも1万円上げると。介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円に引き上げること、これは2万円今よりも上げるということについて、この本案を本協議会の答申とすることに賛成の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

(採 決)

○大坪会長 賛成多数ということで、本案をもって本協議会の市長への答申ということにさせていただきます。

そしたら、次に諮問事項の2番目でございます。国民健康保険料の法定軽減基準のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円に引き上げること並びに2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円に引き上げることについて、これを事務局に説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○中川主幹 それでは、続きまして、法定軽減措置の拡充についてご説明を申し上げます。

法定軽減と申しますのは、ある一定の所得に満たない低所得の方々に対して、均等割と平等割の5割分もしくは2割相当分を減額するという制度でございます。その法定軽減の対象者が、平成26年度に引き続き平成27年度においても拡大されるものでございます。

資料の12ページをごらんください。

2割軽減では、所得基準が被保険者1人につき現行の45万円を2万円引き上げて47万円に、また5割軽減では、被保険者1人につき現行24万5,000円を1万5,000円引き上げて26万円に増額改定し、軽減対象世帯をふやそうというものであります。

現時点での状況で法定軽減を国基準どおりに改定した場合の試算を申し上げますと、介護分の60世帯を含めた全体分では131世帯が新たに軽減対象となり、金額的には、医療分で約400万円、後期支援分で約160万円、介護分で約60万円、合わせますと約620万円の賦課減となります。

具体的な事例を申し上げますと、4人家族で所得割が131万円から137万円までの間にある世帯では前年度は2割軽減世帯であったものが、新年度で同所得であれば5割軽減世帯に該当することから、年間で5万9,184円安くなり、また213万円から221万円までの間にある世帯では、前年度と比べて年間3万9,456円安くなります。この制度は日本全国どこでも適用される制度でございますので、中低所得者層の方々には少しは負担の軽減が図れるものであらうと考えるところであります。

世帯の構成人数によって軽減の判定額と軽減額は変わりますが、拡大措置により新たな対象となる世帯は、医療分と後期支援分で5割軽減が94世帯、2割軽減が37世帯が新規該当となり、介護分では5割軽減が49世帯、2割軽減が11世帯が新規該当となります。軽減額の総額では、約620万円程度が前年度に比べ拡大適用される見込みであります。

以上、簡単ではございますが、私からは平成27年度の国民健康保険料の法定軽減の改定内容についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○大坪会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしいですか。

5割軽減かかる人、2割軽減かかる人の該当者がふえるというお話。

(「そうですよね」の声あり)

○大坪会長 これ、参考までに、すみません、ここの被保険者全体の中で5割軽減がかかる人何%、2割軽減がかかる人何%というのは出ていますか。

○梅川次長 柏原市の今の世帯数、それが資料の3ページにあります被保数を見ているんですけども、これは2万742人ですね。これを世帯数に直しますと約1万1,000世帯でございます。

軽減額を拡大して該当する世帯は幾らだということなんですけれども、医療分で1,613世帯になります。2割軽減で1,526世帯、軽減というものに該当するのが、ここにまだ7割軽減というのがございます。33万円未満は全て7割が軽減になる。所得割がかからないで7割減になるということで、総数で申し上げますと、33万円以下が約6,000世帯ございます。3,100世

帯と合わせまして、約9,000世帯が何らかの形で、2割だったら一部ですね。5割だったら応益割と申す部分の5割、7割軽減は所得割かからないで、応益割の3割負担だけをしていただくという世帯になるのかなというふうに見込んでおるところでございます。

○大坪会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○橋村委員 先ほど平成26年度、単年度黒字ということをおっしゃいましたけれども、一般会計からの繰り入れをされていると思うんですが、それを除くと収支はどうなりますか。

○梅川次長 いいですか。

○大坪会長 ちょっと待って。これは今のに関することですか。その他でまた。

○橋村委員 いや、これに関して。

○大坪会長 関してですか、はい。

○梅川次長 いいですか。

繰り入れにつきましては、25年度一般会計からの繰入額は、法定分と法定外があるんですけれども、総額で申し上げますと6億7,451万7,000円。ですから、これを除きますと当然8億ほどの赤字かなということになってくると思います。

○橋村委員 法定外。

○梅川次長 法定外です。はい。

法定の繰り入れといたしましては、25年度決算で法定内が5億7,540万7,000円、それ以外に法定外の部分が1億327万円となっております。法定繰入と申しますのは、先ほどご説明させていただきました軽減の部分に対して4分の3を入れてくれる、市の持ち分は4分の1ですので、それと保険財政の保険者支援分というものがございまして、軽減をしている世帯数に対して、額ではなくて、要は基盤が弱いということに対して国のほうから補助をするというのが地方交付税の中に入れられてきました。それが一般会計に振り込まれます、総額で。その部分で国保分というのを国保会計に振りかえていただくというのが5億7,540万円です。

あとの残り1億300万円は何だということなんですけれども、福祉医療というのがございまして、老人医療、障害者医療、乳幼児医療、それからひとり親家庭医療、この福祉医療について、国民健康保険から福祉医療を使った医療費は国のほうからの療養給付費を見ないよという取り決めがありました。その医療費の32%を本来は国が支出すべきなんですけれども、それは見ないというのがあるので、それを府が見てくれます、半分ですか。その残りの部分を市の施策として福祉医療をやっている、それが国から出ない分を市の一般会計から補填し

ていただくというのが大部分の1億300万円の占める内訳でございます。

以上です。

○橋村委員 法定外を除くと収支は。

○梅川次長 25年度は2億3,000万円の赤字でしたので、それが3億何千万円ぐらいの単年度赤字になるかなというところでございます。

○大坪会長 よろしいですか。

○橋村委員 これ、先ほど26年は単年度黒字とおっしゃっていましたが……。

○梅川次長 26年ですか。

○橋村委員 はい。

○梅川次長 すみません、26年の見込みのほうでございます。

見込みのほうでは、まだまだ医療費が確定しておりませんので、今11月までは確定しているんですが、その見込みで先ほど申し上げたんですけれども、このまま突発的に12、1、2が伸びるのか伸びないというか、この伸びでいくと……

○橋村委員 5,000万ぐらい。

○梅川次長 ぐらいの単年度黒字が見込めるのかなという。

○橋村委員 なければという。

○梅川次長 ということですね、はい。

繰り入れも、法定外は前年度と同程度の額を予定しておりますので。

○橋村委員 1億327万。

○梅川次長 そうですね。だから、それがなければなるかもしれないですし、すみません。

○大坪会長 ほかにございませんか。いいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。

諮問事項の国民健康保険料の法定軽減基準のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円に引き上げること並びに2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円に引き上げることについての本案を、本協議会の答申とすることに賛成の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

(採 決)

○大坪会長 ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、本案をもって本協議会の市長への答申といたします。

なお、本日答申いたしました2件の答申書につきましては、事務局において作成し、後日、市長に手渡すことといたします。

最後に、その他についてでありますけれども、何か事務局のほうからまず提案とかご審議するようなことはありますか。

○梅川次長 特にございませぬ。

○大坪会長 ないですか、はい。

じゃ、せつかくの機会ですので、委員の皆さんから何かご質問とかご意見とか。

はい、どうぞ。

○橋村委員 資料の一番最後の特定保健指導のところですけども、これ、率が割といい率になっているんですけども、何か特別の施策をされているんですか。

○梅川次長 特定健診の受診のほうと、その保健指導の実施率のほう、双方を含めての話でよろしいでしょうか。

○橋村委員 はい。

○梅川次長 柏原市の国保の場合、保健師を2名保険年金課内に配属していただいております。市によっては健康推進担当課のほうへ事業をお願いして行っている市もありました。柏原市は、保健師2名を中心に受診券の発送ですとか、それから結果が来たときに訪問指導するとかいった、特定健診の受診に関しても電話をかけて、受けてくださいよと、結果が返ってきて要指導の方についてもうちへお越しくださいよということで小まめにアプローチしているのが、特に特定保健指導の府下で3位というのは、半分以上の方が受けているというのは、その2人の方々が積極的に展開している結果だろうというふうに思っているところです。

○大坪会長 谷口委員。

○谷口委員 歯科の場合、歯周病の比率を見ますと断トツに柏原市はいいんです、この近隣都市で。その理由は、本当によくやられているんですけども、対象の個人個人に全部はがきを送っていただいて、そして来ていただくというそういう施策と、それから私ら歯科医師会として物すごくきめ細かい、いわゆる市民にアピールするビラですか、あれを区長会に出しまして、区長会で全部張っていただき、本当にもう断トツのそういうふうな一つの数字が出ております。近隣の市も柏原市にまねしようかという、そういう流れがあるということだけ申し添えておきます。

○大坪会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

柏原市は頑張っているということで、ありがとうございます。

ちょっと1点お聞きしたいんですけども、資料のほうの11ページなんですけれども、国民健康保険料の賦課限度額、柏原市、今回これ4万円上げるということで、26年度でいくと柏原市は最高限度額81万円、一番最低の市を見ると泉南市が61万円、これ、限度額で20万円の差があるんですけども、柏原市と泉南市との20万円の差というのは何が原因ですか。

○梅川次長 一度、泉南市も気になったので担当のほうに問い合わせました。限度額はずっとこの10年間、全然国基準じゃなくて、今でいえばもう20万円違うということで、それじゃ医療費はどうなんですかということなんですけれども、医療費は府下1人当たり最低です。具体的な数字を申し上げますと、1人当たりの医療費が25年度の決算で大阪府下の平均が33万8,021円なんです。泉南市はというと28万7,235円。これ、ここ四、五年ずっと安いので1位です。

市の規模はうちとそんなに変わりません。被保険者数、柏原市が2万1,110人のとき、25年度、泉南で2万2,143人、ほぼ市の規模は変わらないんですけども、医療費は当然、うちより低い。ちなみに柏原市は35万6,908円ということで、府下平均より高いです。それじゃ、泉南の28万7,000円と柏原の35万6,000円ということであれば、1人について7万円ほど違うということですので、総支出額についてはもう、うん十億から違ってくるかなというところ。

だから限度額を20万円抑えている。これ約3%から4%の方が柏原市の場合は該当しているんですけども、その方たちからいただかないということは全体から保険料をいただくということになりますよね。ちなみに、泉南の25年度は単年度赤字でした。累積赤字も持っています、柏原よりは少ないですけどね。

だから、先ほども限度額のときにご説明させていただいたように、どの階層の方に保険料を負担していただくのかということになると、高所得者の方にいただかない分は全体でカバーしていかなきゃいけない。けども柏原市よりも料率は低い、それは医療費が低いからだろうということでしか解決できないんです。実際に、これ何ですかということで担当者に問い合わせますと、わかりません、歴史的にうちの市は医療費が安いんですということなんですけども、もう一つ申し上げると、泉南市があつて阪南市があつて岬町というところの位置なんですけれども、大阪府下で1人当たり医療費が一番高いのは岬町です。阪南市を置いて泉南市が一番安いんです。だから、先ほど申し上げた泉南市が28万7,000円だったら、岬町は41万3,000円です。そんなに離れていないのに1人当たり13万円違う、1人当たり1年間です。

それだけの差があるということは、担当者が言うように歴史的にうちは低いですという答えしか、特に特定健診を積極的にやっているということは……

○大坪会長 ないよね。その辺、ちょっともう一遍分析というか。

○梅川次長 そうですね。

○大坪会長 医療費がそんなに違うという、同じ大阪であって、隣近所を見ると別に空気がええわけでもないし。

○梅川次長 そうです。

○大坪会長 そこらをもうちよっと、うちも医療費、頑張っって抑えてはるのか、何があるのか。

○梅川次長 はい、おっしゃるとおり、阪南市はうちとそんなに変わらないです。ワンクッションして岬町が断トツに高いという地形的な面が。

○大坪会長 泉南市に病院がないとか、そんなんちゃいますか。

○梅川次長 なるほど、他の地域で……。阪南市民病院があるんです。

○大坪会長 わかりました、すみません。

それと、ちょっとせっかくの機会ですので、前回、出産育児一時金の支給額についてということで運営協議会も開かずに見ていただいたやつ、皆さんご理解していただいていると思うので、簡単で結構なんで、このことでちょっとご説明してもらえば。

○梅川次長 国民健康保険の場合、出産なさった方は普通に42万円を限度に国民健康保険から出ます。その内訳なんですけれども、39万円の出産育児一時金という部分と、産科医療補償制度保険料が3万円というものを合わせて42万円というのを国保からお出ししています。

27年1月から産科医療補償制度、つまり、出産のときに脳性麻痺等々のお子様が生まれたときに20年間かけて3,000万円の補償をしようという補償制度の保険料、これが平成21年から始まっているんですけれども、3万円というので保険料を設定して、ほとんど99%の産科、出産施設ですね。で保険に加入なさっていますので、それが5年たって見直されたということで、保険料より給付のほうが少ないということで、保険料を1万6,000円に下げましょうということで、1万4,000円下がった分を、祝い金部分、それを39万円を40万4,000円にして、総額42万円は変えないよということの仕組みが、この1月から保険料が変わったというところでございます。

○大坪会長 皆さん、ご理解いただけましたですか。

(「大丈夫です」の声あり)

○大坪会長 もらえる額は変わらないと。中の制度で変わったということなんです。

○梅川次長 だから、今度保険料がもし伸びてくれば、今度は上がるかもしれませんね。従来が超えてくるのかな。というようなものもあります。

○大坪会長 ありがとうございます。

ほか、もうよろしいですか。

それでは、以上をもちまして本協議会の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席をいただき、また議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、平成26年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

会議録署名委員

㊟

㊟
